

奈良県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、令和七年六月十六日香久山土地改良区の定款の変更を認可した。

令和七年六月二十四日

奈良県知事 山下 真